

令和6年度山口県女子サッカーリーグ要項

2024. 2. 15

1. 目的 (公財)日本サッカー協会(以下「JFA」という。)が掲げるフェアプレーの精神・行動規範に則り、山口県におけるサッカーの普及啓発及び競技力向上を目的とする。
2. 名称 山口県女子サッカーリーグ(以下「県リーグ」という。)
3. 主催 (一社)山口県サッカー協会(以下「県協会」という。)
4. 主管 (一社)山口県サッカー協会女子委員会(以下「女子委員会」という。)
5. 期日 1部は令和6年4月1日から令和6年11月30日まで
2部は令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

6. 参加資格

- (1) チームは令和6年3月20日までに県協会に令和6年度「女子」の種別で登録した加盟チームであること。
- (2) 選手は平成24年4月1日以前に生まれた女子選手であり、県協会に登録(追加登録も含む。)されていること。(登録とは加盟登録料を納入していること。)
- (3) クラブ申請制度の適用: JFAにより「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属する選手については、同一「クラブ」内のチームから移籍することなく、上記(1)のチームで参加することができる。この場合同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加することも可能とする。
ただし、本項の適用対象となる選手は下記①又は②のいずれかのチーム登録種別区分のとおりとする。なお、同一選手が「クラブ」内の異なるチームで県リーグに参加することはできない。
 - ① 参加チームの種別区分が「Lリーグ・一般・大学」の場合
同一「クラブ」内のチーム登録種別区分「高校」・「クラブ(高校生)」・「中学」・「クラブ(中学生)」のチームから選手を参加させることができる。
 - ② 参加チームの種別区分が「高校・クラブ(高校生)」の場合
同一「クラブ」内のチーム登録種別区分「中学」・「クラブ(中学生)」のチームから選手を参加させることができる。
- (4) 外国籍選手: 5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。
- (5) 合同チーム: 2部については、主体となるチームの選手数が16名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の参加を、以下の条件により認める。
ただし、合同チームは、次年度に1部へ昇格する資格を有しない。
 - ① 主体となるチームおよびその選手は、それぞれ上記(1)および(2)を満たしていること。
 - ② 合同するチームの選手は、上記(2)を満たしていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。ただし、本リーグに参戦しているチームの選手は他のチームで参加することはできない。
 - ③ 極端な勝利目的のための合同チームではないこと。
 - ④ 合同チームとしての参加を女子委員長が別途了承すること。

- ⑤ 大会参加申込の手続きは主体となるチームが行うこと。
- (6) 公認審判員3名以上を有すること。ただし、新たに参加するチームについては、次年度まで猶予する。

7. 競技方法

- (1) 参加チームについて、前年度の県リーグの成績上位から6チーム(中国リーグへの昇格又は降格がある場合はこの限りでない。)を1部に、それ以外を2部に分け、1部は2回戦総当たりリーグ戦を、2部は参加チーム数によって1から3回戦総当たりリーグ等を実施する。

また、新規チームは2部リーグへの参入とする。

- (2) 試合時間は70分(前・後半35分)、ハーフタイムのインターバルは原則として10分(前半終了から後半開始まで)とし、延長戦は行わない。

8. 競技規定

- (1) J F A「サッカー競技規則2023/24」による。
- (2) ただし、以下の項目については県リーグ規定を定める。
 - ① 試合競技開始時間の30分前までにメンバー表3部及び登録選手証等を運営本部に提出する。
 - ② 県リーグ参加申し込みした選手のうち、各試合の登録選手は最大18名とする。
 - ③ 交代できる人数は、競技開始前に登録した最大7名の交代要員の中から7名までとする。
 - ④ ベンチ入りできる人数は最大13名(交代要員7名、役員6名)とする。
 - ⑤ テクニカルエリアは設置し、戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ1人の役員が伝えることができる。ただし、通訳を必要とする場合は通訳を含めて2人までとする。
 - ⑥ 負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許可される役員の数は2名以内とする。
 - ⑦ ピッチ上の選手が7名に満たない状況が生じた場合、その時点で試合を打ち切ることとし、7名に満たないチームを不戦敗に、対戦相手チームを不戦勝とする。
 - ⑧ 不戦敗チームの得失点は0点、不戦勝チームの得失点は3点とする。

9. 懲罰

- (1) 本大会は、日本サッカー協会が定める懲罰規程に基づき本大会に係る懲罰問題を処理するため、大会規律委員会を設ける。
- (2) 大会規律委員会の委員長は山口県サッカー協会女子委員長とし、委員については委員長が決定する。
- (3) 本大会期間中に警告を2回受けた選手は、次の1試合に出場できない。
- (4) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会において決定する。
- (5) 本実施要項の記載事項にない懲罰に関する事項は、大会規律委員会にて決定する。

10. 順位決定

- (1) 勝点は次のとおりとし、勝点の多いチームを上位とする。
勝ち:3点、引き分け:1点、負け:0点、不戦勝:3点、不戦敗:-3点
- (2) 勝点と同じ場合は得失点差の多いチームを上位とする。
- (3) 得失点差が同じ場合は総得点の多いチームを上位とする。
- (4) (1)から(3)までによっても順位が決定しない場合は、抽選により順位を決定する。
- (5) 全日程終了後、1部リーグ下位2チームは次年度から2部リーグへ降格するとともに、2部リーグ上位2チームは1部リーグへ昇格する。ただし、次年度の参加チーム編成により、変更する場合がある。

11. ユニフォーム

- (1) 本競技会に登録した1着以上のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、着用しなければならない。（2着以上の持参が好ましい。）
- (2) ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、本競技会管理者が認める場合、主たる色が同系色であれば着用することができる
- (3) ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。
- (4) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合においていずれのチームがビブス等を着用することを決定する。
- (5) ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- (6) アンダーシャツの色は問わない。ただし、原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (7) アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

12. 参加申込

- (1) 参加料は25,000円(税込)とする。
- (2) 参加チームは、参加申込書、プライバシー同意書及び登録票に必要事項を記載すること。
- (3) 上記(1)(2)の提出及び納付方法、並びに期限は次のとおり。

【参加申込書、登録票、プライバシー同意書】

(提出期限) 令和6年3月7日(木)17時

(提出方法) E-mailにて次のアドレスへ送付

プライバシー同意書は記入、押印のうえ、PDFにて送付すること。

(提出先) 県リーグ運営責任者 瀧口 eryery1492@yahoo.co.jp

【参加料】

(納付期限) 令和6年3月11日(月)

(振込先) 山口県サッカー協会女子口座

山口銀行 山口支店 普通5088066

13. その他

(1) 試合日程の変更及び経費負担

次のいずれかに該当した場合にのみ試合日程の変更を認める。

①台風の接近や雷雨などの悪天候の場合

②中国予選会又は全国大会の日程と重なった場合

③その他、やむを得ない事情の発生により試合日から起算して14日前までに女子委員長及び対戦チームが承認した場合(ただし、2部に限る。)

また、変更に伴い生じる新たな会場借上費は、①及び②については女子委員会の負担とし、③については変更を申し出たチームが負担すること。

(2) 参加選手は試合時に登録選手証(写真付き)もしくは登録選手一覧(写真付き)を持参すること。ただし、印刷されたものがない場合に限り、スマートフォンやPC等の画面に表示されたJFA WEB 登録システム「KICKOFF」の表示も認めるが、その場合はチームの責任において円滑に表示が行えるものであること。

(3) 参加申込後の選手の変更

選手の追加登録、移籍及び抹消の変更は、所定の「登録変更届」と変更事項を反映した「登録票」を試合前日の17時までに各リーグの責任者へE-mailで提出すること。

(4) 選手の未登録又は二重登録等の不正が確認された場合、当該選手が所属するチームが試合中であればただちに試合を打ち切り、不正を行ったチームを不戦敗とし、対戦相手チームの不戦勝とする。また、既に行われた試合についても可能な限り遡って適用する。

該当チームについては県協会規律委員会に諮った上で、処分等を決定する。

(5) リーグ期間中の負傷及び事故については、各チームの責任において処理すること。

(6) 各チームは、割り当てられた試合の審判について、女性を2名以上とするよう務めること。

(7) 中国女子サッカーリーグチャレンジ戦(以下「チャレンジ戦」という。)への出場資格は、1部リーグの優勝チームに与える。優勝チームがチャレンジ戦への参加を辞退した場合、またはチャレンジ戦への参加資格を有しない特別参加チームの場合は、次順位のチームに参加資格を与える。

(8) 大会要項に規定されていない事項については、令和6年3月17日(日)の運営会議(オンライン開催)において協議の上決定する。